

平成 30 年 6 月 4 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380038

研究課題名(和文) 規制負担の分配原理に関する公法学的研究 環境責任を素材として

研究課題名(英文) How to share the cost of environmental regulations

研究代表者

島村 健 (Shimamura, Takeshi)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：50379492

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、これまで行ってきた環境法上の責任の分配のあり方、その法的な根拠づけに関する研究に加え、新たな各論分野を研究対象として追加し、比較法の対象国を増やすことによって、総論的考察の素材を充実させることを目的とするものであった。 に関しては、たとえば、農業分野の環境保全に関する研究、リサイクル分野やエネルギー法の分野における規制負担のあり方に関する論文を公表することができた。 に関しては、カリフォルニアにおける温暖化対策に伴う規制負担のあり方に関する研究を行った。また、環境法各論における個別的研究を踏まえて、公用負担法の分野を中心に、行政分野横断的な規制負担のあり方に関する論文を公表した。

研究成果の概要(英文)：1. In addition to my research I did concerning environmental responsibility, I expanded my research subject, such as environmental-agricultural law, recycling law and energy-environmental law and published articles in environmental or administrative law journals. 2. In this research project I started comparative legal studies which deals with Californian Environmental and Climate Policy and am preparing to publish an article. 3. Based on research results of various fields of environmental law, I analyzed cross-sectoral how the regulation cost for environmental protection is shared and how the burden is legally and politically justified.

研究分野：行政法、環境法

キーワード：環境責任 費用負担

1. 研究開始当初の背景

環境行政法は、発展が著しい行政法各論の一分野として、行政法総論に新鮮な議論の素材を与えてきた。立法活動も極めて盛んであるため、たとえば、欧米諸国などで90年代から立法化が進み、その後日本においても法制化が進んだ蓄積性汚染(土壤汚染対策)の浄化責任や、使用済み製品等のリサイクル責任をどのような主体に、どのような根拠で分配すべきかという立法論的検討がさかに行われた。たとえば、前者(土壤汚染対策法制)については、アメリカ合衆国のスーパーファンド法やドイツ土壤保護法の制定時の立法論や、その後の解釈論に関する文献が無数にあり、大塚直、高橋滋、桑原勇進らによって紹介・分析されている。後者については、リサイクル法制を支える基本理念として「拡大生産者責任」の考え方がOECDのガイダンスマニュアルによって確立し、日本では環境経済学者らによりどのような制度設計が効率性を担保するかという観点からの研究が行われていた。

2. 研究の目的

研究開始当初の認識としては、既存研究において、一方では集合的な法益侵害行為の統制、他方では集合的な利益の保護が問題となる環境行政法の分野では、義務や権利の立法機関・法適用機関による分配が、道具主義的あるいは帰結主義的になされる傾向があることが確認された。他面において、道具主義的、帰結主義的な義務や権利の分配は、一般的にいえば、個人を社会的厚生のも道具として扱うことにつながるため、(より主観法的な)法的根拠づけ・法的正統化がなされなければならないと考えられる。本研究は、従来の研究代表者による研究で一部明らかにしたそのような法的論証のパターンに、新たな環境法各論分野からの素材を補給することを一つの目的とする。

法の帰結主義的傾向は、より一般的な文脈で語られている。法の帰結主義的な見方を強めるのに寄与していると思われる、アメリカを中心に展開してきた「法と経済学」の影響は、わが国においては私法分野と比べると公法分野においては依然として弱い。環境法の分野ではその研究の成果が比較的大きく取り入れられている。本研究においては、法と経済学の母国であるアメリカ法を比較法研究の対象として追加し、環境行政法における帰結主義的傾向とそのような傾向への対抗を、より一般的な帰結主義 対 非帰結主義の構図の中で捉えなおすことも目的とした。従来から検討対象としているドイツのほか、アメリカにおける研究活動を研究計画に含めているのは以上のような意図による。

本研究の最終的な意図は、参照領域の一つである環境行政法の研究を通じ、規制負担の分配にあたっての法的根拠づけ、法的正統化の論証パターンを分析し、行政法ないし公法

学の総論に研究成果を還元することにある。

3. 研究の方法

研究代表者は、これまで、環境法上の責任(汚染防止措置、環境保全措置、浄化措置等にかかる規制負担のことをいう)の分配のあり方、その法的な根拠づけに関する研究を一貫して行ってきた。本研究では、第1に、新たな各論分野を研究対象として追加し、第2に、比較法の対象国を増やすことによって、総論的考察の素材を充実させることとした。各論研究、比較法研究を踏まえ、一方で、集合的権利利益が問題となり、他方で、累積的重畳的な行為による法益侵害が問題となる典型的な行政分野である環境行政法の領域で、規制負担の分配をどのように根拠づけ、法的に正統化するかという問題を、この数年の国際法学者、行政学者、経済学者らとの共同研究において得た知見を活かしつつ、公法学の観点から分析した。

4. 研究成果

本研究は、申請者がこれまで行ってきた環境法上の責任(汚染防止措置、環境保全措置、浄化措置等にかかる規制負担)の分配のあり方、その法的な根拠づけに関する研究に加え、新たな各論分野を研究対象として追加し、比較法の対象国を増やすことによって、総論的考察の素材を充実させることを目的とするものであった。

に関しては、たとえば、農業分野の環境保全に関する研究(拙稿「阿蘇における農村と都市をむすぶ営みとその周辺」糊澤能生ほか編『現代都市法の課題と展望』(2018年)387以下)、廃棄物・リサイクル分野(拙稿「パーゼル法改正」環境と公害 47巻3号など)やエネルギー・環境法の分野(「石炭火力発電所の新增設と環境影響評価(1)(2・完)」自治研究 92巻11号・93巻1号)における規制負担のあり方に関する論文を公表することができた。エネルギー・環境法分野における研究成果については、下記のとおり2016年6月の環境法政策学会において報告を行った。

本研究を通じて、エネルギー・環境分野の研究活動について、環境法学のみならず、行政学、法曹実務家、環境経済学者との協働研究の必要性を痛感し、2018年6月に開催される環境法政策学会において研究代表者が座長をつとめる企画セッションを設けることとし、今後の協働研究作業の足がかりとすることとした。

なお、研究開始後の動向としては、電力システム改革の進展に伴い、電力部門の競争環境、市場構造が変化するなかで、環境保全費用ならびに関連費用 特に原子力発電所の廃炉、福島第一原子力発電所事故による賠償費用の負担、再生可能エネルギーの導入費用、そのための系統整備費用・バックアップ電源の確保費用等 の負担を、どのような当事者

にどのような根拠をもって負担させるべきか、という点が議論されている。研究期間終了後も、本研究と同様のアプローチから、規制負担の分配原理に関する研究を継続したいと考えている。

に関しては、U.C Berkeleyにおける在外研究により、アメリカ法（カリフォルニア州法）における温暖化対策、再生可能エネルギー政策に伴う規制負担のあり方に関する研究を行うことができた。この点にかかる研究成果の一部は、2018年7月に開催される「行政法フォーラム」において、報告を行うことが決まっている。

に関しては、また、環境法各論における規制負担のあり方に関する個別的研究を踏まえて、公用負担法分野を中心に、行政分野横断的な規制負担のあり方に関する理論的な貢献を目指す論文2点を公表することができた（「環境法上の原因者負担原則に関する一考察」宇賀克也＝交告尚史編『現代行政法の構造と展開』（2016年）757頁以下、「国家作用と原因者による費用負担」法律時報88巻2号）。この点にかかる研究成果は、上記の論文のほか、2017年7月に、環境三学会合同シンポジウムにおいて研究成果の一部についての報告を行った。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 17件）

島村健「パーゼル法改正」環境と公害 47巻3号（2018年1月）52-58頁

島村健「阿蘇における農村と都市をむすぶ営みとその周辺」糊澤能生＝佐藤岩夫＝高村学人編『現代都市法の課題と展望』原田純孝先生古稀記念（日本評論社・2018年1月）387-409頁

島村健「非申請型義務付け訴訟における「重大な損害を生ずるおそれ」の判断方法について 自らに対する処分の義務付け訴訟にかかる裁判例の概観と分析」佐藤幸治＝泉徳治編『行政訴訟の活発化と国民の権利重視の行政へ』滝井繁男先生追悼論集（日本評論社・2017年7月）251頁-276頁

島村健「辺野古環境影響評価手続やり直し義務確認等請求訴訟」環境法研究6号（2017

年7月）119-131頁

島村健「厚木基地第4次訴訟（行政訴訟）上告審判決」新・判例解説 Watch 環境法 No.67（2017年4月28日）ウェブサイト全4頁

島村健「環境裁判例の動向」現代民事判例研究会編・民事判例 2016年後期（2017年4月）50-54頁

島村健「石炭火力発電所の新增設と環境影響評価（一）（二・完）」自治研究92巻11号（2016年11月）77頁-96頁、93巻1号（2017年1月）40頁-62頁

島村健「環境裁判例の動向」現代民事判例研究会編・民事判例 2016年前期（2016年10月）48-56頁

島村健「市街化調整区域内における開発行為に関する工事が完了し検査済証が交付された後における開発許可の取消しを求める訴えの利益」民商法雑誌152巻2号（2016年9月）183-196頁

島村健「環境法上の原因者負担原則に関する一考察」宇賀克也＝交告尚史編『現代行政法の構造と展開』小早川光郎先生古稀記念（有斐閣・2016年9月）757頁-773頁

島村健「注目裁判例研究 2015年後期 環境 工事完了検査済証交付後の開発許可取消訴訟の訴えの利益」民事判例XII2015年後期（2016年4月）118-121頁

島村健「国家作用と原因者による費用負担」法律時報88巻2号（2016年2月）16-22頁

島村健「環境法における団体訴訟」論究ジ

ュリスト 12 号 (2015 年 2 月) 119-130 頁

研究者番号：

島村健「気候変動防止政策としての製品規制 - 紹介: EU エコデザイン指令とドイツの実施法 - 」季刊環境研究 176 号 (2014 年 12 月) 120-131 頁

(4) 研究協力者 ()

島村健「環境影響評価」高木光 = 宇賀克也編『ジュリスト増刊 行政法の争点』(2014 年 9 月) 252-253 頁

鶴田順 = 島村健「有害廃棄物対策」高橋信隆 = 亘理格 = 北村喜宣編『環境保全の法と理論』畠山武道先生古稀記念 第 29 章 (北海道大学出版会・2014 年 4 月) 552-567 頁

島村健「注目裁判例研究 2013 年後期 環境 土壌汚染と不作為の不法行為」民事判例 2013 年後期 (2014 年 4 月) 118-121 頁

〔学会発表〕(計 2 件)

環境法政策学会第 20 回学術大会 島村健「石炭火力発電所の新增設問題」(三重大学、2016 年 6 月)

環境三学会合同シンポジウム 島村健「公害対策基本法制定後の法発展と課題 - 手続・参加・持続可能性の観点から」(キャンパスプラザ 京都、2017 年 7 月)

〔図書〕(計 1 件)

行政不服審査実務研究会編『行政不服審査の実務』(第一法規・加除式、2015 年 4 月) 6 条 (191-198 頁)、62 条 (781-782 頁)、63 条 (783-784 頁)、64 条 (785-787 頁)、65 条 (788-790 頁)、66 条 (801-804 頁) を担当。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

島村 健 (SHIMAMURA, Takeshi)
神戸大学・大学院 法学研究科・教授
研究者番号：50379492

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()